

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る入札公告関係資料の修正一覧2021.08.03

※下表中、「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る入札公告関係資料の修正一覧2021.07.15」から追加した項目は黄色網掛けで示す。

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
1	要求水準書第Ⅰ編	I編-1-23	表1-4-2	工事期間中の環境モニタリング項目及び測定方法等	・大気については、工事区域周辺の4箇所粉じん濃度及び風向・風速を連続測定するものとし、予め公定法で測定した各種物質と粉じん濃度との相関を分析し、傾向を監視する。傾向を監視する。
2	要求水準書第Ⅰ編	I編-2-10	2-2-7.	ユーティリティ	(7) 電話回線 ① 回線数：岡山市用2回線、事業者用は実施設計図書による。
3	要求水準書第Ⅰ編	I編-3-2	3-1-2-1.	配置動線等	(14) 「歩廊は、手摺32A、支柱は25A、・・・を設ける。」 →「歩廊は、手摺32A、支柱は32A、・・・を設ける。」に修正
4	要求水準書第Ⅰ編	I編-3-83	3-12-2.	受変電設備	1) (1) 2.2kV→22kVに修正
5	要求水準書第Ⅰ編	I編-5-37	5-3-2.	解体撤去工事の実施計画	2) (2) 文章中の広島市→岡山市に修正
6	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-1-6	1-2-20.	マニュアル及び計画書等作成	(3) 業務計画書(業務実施計画書) 「事業者は、各事業年度が開始する30日前までに・・・」 →「事業者は、当該年度の前年度の6月末までに・・・」に修正
7	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-1-11	表1-3-2	委託費の構成	表の下部に以下の記載を追記 「※変動費Bは焼却灰(または飛灰)運搬業務委託費及び焼却灰(または飛灰)資源化業務委託費であり、本件業務の委託費には含めないものとする。ただし、事業者は支払い事務代行者として運営管理業務委託契約書、焼却灰(または飛灰)運搬業務委託契約書及び焼却灰(または飛灰)資源化業務委託契約書の定めに従い、それぞれ焼却灰(または飛灰)運搬企業、焼却灰(または飛灰)資源化企業に当該委託費を支払う。」
8	要求水準書第Ⅱ編	-	第2章全般		委託料→委託費に修正
9	要求水準書第Ⅱ編	-	第2章全般		監督職員→岡山市に修正
10	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-6	2-2-4.	処理対象物の受入等	(2) 「前号に関し、・・・速やかに岡山市へ報告すること。」 →「前号に関し、・・・速やかに岡山市へ報告すること。なお、処理不適物の施設外への搬出は岡山市の責任と費用において実施する。」に修正
11	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-6	2-2-4.	処理対象物の受入等	(3) 「事業者は、岡山市等・・・処理不適物を発見した場合には、速やかに岡山市へ報告すること。」 →「事業者は、岡山市等・・・処理不適物を発見した場合には、速やかに岡山市へ報告すること。なお、処理不適物の施設外への搬出は岡山市の責任と費用において実施する。」に修正
12	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-6	2-2-6.	適正処理	(3) の左揃え及び(4) の削除
13	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-7	2-2-10.	焼却灰等の場内一時貯留	(1) 「事業者は～貯留を行う。なお、資源化企業への搬出が困難となった場合を想定し、資源化企業を2者以上構成企業に含めることも可とする。」 →(1) 「事業者は～貯留を行う。なお、資源化企業への搬出が困難となった場合、事業者は直ちに代替企業を選定し、本件業務に支障をきたさないように対応しなければならない。」に修正
14	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-7	2-2-11.	岡山市の指定する場所への搬出	(2) 「事業者は、本件施設において処理不適物から選別された物(焼却灰からの粒度選別等に伴う異物含む)について、・・・」 →「事業者は、本件施設において処理不適物から選別された物(焼却灰からの粒度選別等に伴う異物含む)について、・・・」に修正
15	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-7	2-2-13.	運転計画の作成	(1) 「事業者は、・・・なお、年間運転計画の作成は、対象年度の前年の8月末日までを目安に停止期間・・・」 →「事業者は、・・・なお、年間運転計画の作成は、対象年度の前年の6月末日までを目安に停止期間・・・」に修正

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
16	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-19	2-6-1.	焼却灰等の資源化	(3)「焼却灰及び飛灰の資源化業務並びに運搬業務に必要な契約については、岡山市を委託者、資源化企業を受託者、事業者を委託料支払事務代行者受託者（委託費の支払いを岡山市のために代行する者をいう。）とした契約を締結する。・・・」 →「焼却灰及び飛灰の資源化業務並びに運搬業務に必要な契約については、岡山市を委託者、資源化企業を受託者、事業者を委託費支払事務代行者（委託費の支払いを岡山市のために代行する者をいう。）としたて、発注者及び資源化企業、運搬企業の各々と三者間契約を締結する。・・・」に修正
17	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-24	2-9-8.	その他これらを実施する上で必要な業務	(1) 岡山市職員が使用する事務用品、什器、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い事業者が岡山市へ納品する備品類の補充、補修、更新については、特記無き限り事業者の業務範囲とする。 →(1) 岡山市職員が使用する事務用品、什器、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い事業者が岡山市へ納品する備品類の補充、補修、更新については、特記無き限り事業者の業務範囲とする。に修正
18	建設工事請負契約書	1	第1条第3項	総則	建設工事発注仕様書→要求水準書に修正
19	建設工事請負契約書	4	第9条第2項	監督員	(2)「要求水準書受注者」→「受注者」に修正
20	建設工事請負契約書		第53条第1項		「発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項」 →「発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第3項、第5項又は第6項」に修正
21	運営管理業務委託契約書	契約書鑑	4	契約金額	「変動費に係る契約金額」を「変動費Aに係る契約金額（総額）」と読めるように修正（添付1参照）
22	運営管理業務委託契約書	契約書鑑	5	代理受領に係る金額	削除（添付1参照）
23	運営管理業務委託契約書	2	3	契約の保証	「受託者は、第86条に定める損害賠償債務等の支払いを担保するため、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。」 →「受託者は、第86条に定める損害賠償債務等の支払いを担保するため、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。また、受託者は焼却灰運搬業務委託契約、飛灰運搬業務委託契約、焼却灰資源化業務委託契約及び飛灰資源化業務委託契約に基づく契約保証金についても本契約における契約保証金と併せて各々の契約締結と同時に納付しなければならない。」 赤字部分を追記
24	運営管理業務委託契約書	8	第23条	業務マニュアル	「・・・運営準備期間中、運転管理業務委託期間を・・・」 →「・・・運営準備期間中、運営運営管理業務委託期間・・・」に修正
25	運営管理業務委託契約書	10	第29条	処理対象物の搬入	し渣・汚泥（以下「脱水汚泥等」という。） →し渣・汚泥（以下「脱水汚泥等」という。）削除
26	運営管理業務委託契約書	16	第44条	焼却灰と飛灰の資源化	(1)「発注者を発注者、運搬企業又は資源化企業の各々を受託者、受託者を委託費支払事務受託者（運搬企業又は資源化企業への委託費用の支払いを岡山市のために代行する者をいう。）とした契約を別に締結する。」 →(1)「受託者は、委託費支払事務代行者（運搬企業又は資源化企業への委託費用の支払いを岡山市のために代行する者をいう。）として、発注者及び運搬企業、資源化企業の各々と三者間契約を別に締結する。」に修正
27	運営管理業務委託契約書	17	第46条	その他資源化物、処理不適物の処理等	(2)「受託者は、第30条第3項に規定する処理不適物から金属類を選別するものとし、前号の金属類と同様に取り扱う。」 →(2)「受託者は、発注者の指示に基づき、第30条第3項に規定する処理不適物から金属類を選別するものとし、選別後は同項に規定する処理不適物と同様に取り扱う。」に修正

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
28	運営管理業務委託契約書	17	第46条	その他資源化物、処理不適物の処理等	(3)「第30条第3項に規定する処理不適物(前号の金属類及び次号に規定するものを除く)、受託者が焼却灰から粒度選別等により選別除去した異物については、要求水準書に定める方法に従い、受託者が岡山市の指定する場所へ搬送する。」 →(3)「第30条第3項に規定する処理不適物(前号の金属類及び次号に規定するものを除く)、受託者が焼却灰から粒度選別等により選別除去した異物については、要求水準書に定める方法に従い、受託者が岡山市の指定する場所へ搬送する。」に修正
29	運営管理業務委託契約書	26	第69条	財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償	文章中「法令等」を「法令違反」に修正
30	運営管理業務委託契約書	27	第71条	法令等変更	文章中「乙」を「受託者」に修正
31	運営管理業務委託契約書	44	別紙9	委託費の内訳	変動費Bを運営管理業務の委託費から除外するように修正(添付2参照)
32	焼却灰(飛灰)運搬及び資源化業務委託契約書	契約書鑑	4～8		市の標準約款に合わせて修正(添付3-1～4参照)
33	焼却灰(飛灰)運搬及び資源化業務委託契約書		全般		文章中「契約代金」→「運搬(もしくは資源化)代金」に修正 「契約金額」→「予定総金額」に修正
34	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	2	第8条及び第8条の2	契約の保証及び契約保証金の返還	追記及び修正(添付4-1及び添付4-2参照)
35	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	3	第10条第2項	委任又は下請負の禁止	「受諾者は、…」→「受託者は、…」に修正
36	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	4	第17条	契約代金の支払い	追記(添付5-1及び添付5-2参照)
37	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	8	第30条	修補	「・・・運営管理業務委託契約書第35条に規呈する・・・」 →「・・・運営管理業務委託契約書第36条に規呈する・・・」に修正
38	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	2	第7条及び第7条の2	契約の保証及び契約保証金の返還	追記及び修正(添付4-3及び添付4-4参照)
39	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	2	第7条	契約の保証	文章中の引用する条を修正(添付4-3及び添付4-4参照)
40	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	3	第9条第2項	委任又は下請負の禁止	「受諾者は、…」→「受託者は、…」に修正
41	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	4	第16条	契約代金の支払い	追記及び修正(添付5-3及び添付5-4参照)
42	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	8	第29条	修補	「・・・運営管理業務委託契約書第35条に規呈する・・・」 →「・・・運営管理業務委託契約書第36条に規呈する・・・」に修正
43	様式第5号-2	-	第1条	目的	(1)「この共同企業体は・・・以下、単に「工事」という。)の請負」 →「この共同企業体は・・・以下、単に「建設工事」という。)の請負」に修正
44	様式第5号-2、第5号-3、第5号-5及び第5号-6	-	全般		「企業体」→「この共同企業体」に統一
45	様式第5号-5及び第5号-6	-	第9条	運営委員会	「企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。」 →「この共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。」に修正
46	様式第5号-5及び第5号-6	-	第10条	構成企業の責任	「各構成企業は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。」 →「各構成企業は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。」に修正
47	様式第5号-5及び第5号-6	-	第16条	工事途中における構成企業の脱退	「構成企業は、発注者及び構成企業全員の承認がなければ、業務委託期間が終了する日までの間は、脱退することができない。」 →「構成企業は、業務委託期間が終了する日までの間は、脱退することができない。」に修正
48	様式第5号-5及び第5号-6	-	第16条	工事途中における構成企業の脱退	第2項～第5項削除
49	様式第5号-5及び第5号-6	-	第14条	構成企業の相互間の責任の分担	追記

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
50	様式第13号 [2/2]	-		6 添付書類（解体企業について必要な書類、土木建築企業について必要な書類）	「建築工事業に係る建設業許可証明書（発行日が本入札の開札日から3か月以内のもの）（写し可）」 →「建築工事業に係る建設業許可通知書（又は建設業許可証明（確認）書）（開札日時点における最新のもの）（写し可）※2」に修正
51	様式第13号 [2/2]	-		6 添付書類（解体企業について必要な書類、土木建築企業について必要な書類）	「清掃施設工事業に係る建設業許可証明書（発行日が本入札の開札日から3か月以内のもの）（写し可）」 →「清掃施設工事業に係る建設業許可通知書（又は建設業許可証明（確認）書）（開札日時点における最新のもの）（写し可）※2」に修正
52	様式第13号 [2/2]	-		6 表下	表下に以下を追記 ※2 開札日時点において有効なものを提出してください。許可更新中の場合は、更新中であることがわかる証明書を提出してください。許可更新中であることがわかる証明書も提出できない場合は、受理印のある建設業許可更新申請書の写しを提出してください。

添付 1

運営管理業務委託契約書（案）鑑



岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
運営管理業務委託契約書（案）

- 1 事業名 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
- 2 履行場所 岡山市南区豊成一丁目4番1号ほか
- 3 契約期間 議決の日から令和29年3月31日まで

4 契約金額 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

(1) 固定費に係る契約金額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

(2) 変動費Aに係る契約金額
搬入量に応じて、本約款に定める単価及び計算方法により算出した金額とする。
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 約款第3条第1項による額

上記の事業（以下「本件事業」という。）に関して、発注者が受託者その他の者との間で締結した令和 年 月 日付基本契約書（以下「本基本契約」という。）第6条第2項の定めるところに従い、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって、公平な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、本基本契約並びに本基本契約に基づき締結される、岡山市と [] との間の建設工事請負契約と不可分一体として本件事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は停止条件付の契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び岡山市契約規則（岡山市規則平成元年第63号）に基づき建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約が岡山市議会で可決されず、この停止条件付の契約が本契約として成立しないときは、この停止条件付の契約は無効とし、これにより受託者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

この仮契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

受託者 住所
氏名 印

添付 2

運営管理業務委託契約書（案）別紙 9（第44条、第55条関係）

委託費の内訳

1 発注者が受託者に支払う委託費の構成と算定方法

発注者が受託者に支払う委託費は、次の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費 A}) + (\text{消費税相当額})$$

ただし、表7に示す委託費の構成を基本とし、

(固定費) : 処理対象物の処理量に関わりなく支払われる固定的運営管理費をいう。

(変動費) : 処理対象物の処理量に応じて支払われる変動的な運営管理費をいう。

表 7 委託費の構成

種類	概要	項目
固定費	点検・検査費、補修工事費、用役費を除く人件費などの施設運営に係る諸費用	・人件費
		・保険料
		・精密機能検査費
		・安全管理検査
		・測定費 等
	基本料金	・電気基本料金
		・アンシラリーサービス料金
		・水道基本料金
		・下水道基本料金
	点検・検査費	・点検検査、補修工事、更新に要する費用
補修工事費	・処理対象物量の大小に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類	
予備品・消耗品 等	・予備品・消耗品費 等	
変動費	用役費 (基本料金を除いたもの)	・電気 (従量料金)
		・薬品
		・水道 (従量料金)
		・下水道 (従量料金)
		・灯油等の助燃剤
	変動費 B ※	・焼却灰の運搬業務委託費及び資源化業務委託費
		・飛灰の運搬業務委託費及び資源化業務委託費

※変動費 Bは焼却灰（または飛灰）運搬業務委託費及び焼却灰（または飛灰）資源化業務委託費であり、本件業務の委託費には含めないものとする。

2 計画処理量に基づく各年度費用

計画処理量に基づく各年度の費用と内訳は、表9のとおり。

(運営管理費内訳書 様式第11号-2-1を表9として別紙9の最終ページに添付する)

3 固定費

各年度の固定費は、表8のとおりとする。表8の費用は、表9～16のうち各費目に示す費用の総和とする。
(運営管理費内訳書 様式第11号-2-2から様式第11号-2-10を各々表10～18として別紙9の最終ページに添付する)

表8 固定費

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
●円	●円	●円	●円	●円
令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
●円	●円	●円	●円	●円
令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度
●円	●円	●円	●円	●円
令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度
●円	●円	●円	●円	●円

4 変動費A

変動費A単価は〔 ● 〕円/tとする。変動費Aを構成する費目の内訳は表19のとおりとし、次の算式によって算定する。

(変動費A) = 変動費A単価 (円/t) × 処理量 (t)

(運営管理費内訳書 様式第11号-2-11を表19として別紙9の最終ページに添付する)

5 変動費B (支払い代行事務 (運搬企業及び資源化企業への委託費支払事務) に係る、発注者が受託者に支払う費用)

(1) 焼却灰運搬業務委託費

焼却灰運搬業務委託費は焼却灰運搬業務委託契約書による。

(2) 飛灰運搬業務委託費単価

飛灰運搬業務委託費は飛灰運搬業務委託契約書による。

(3) 焼却灰資源化業務委託費単価

焼却灰資源化業務委託費は焼却灰資源化業務委託契約書による。

(4) 飛灰資源化業務委託費単価

飛灰資源化業務委託費は飛灰資源化業務委託契約書による。

添付 3-1

焼却灰運搬業務委託契約書（案）鑑

収
入
印
紙

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
焼却灰運搬業務委託契約書（案）

- 1 事業名 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
- 2 履行場所
- 3 契約期間 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和29年3月31日まで
- 4 契約単価 金 円（1t当たり）
（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 5 焼却灰運搬予定数量 t 以内
- 6 予定総金額 金 円以内
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円以内）
- 7 契約保証金
第8条の規定による。
- 8 契約保証人 免除

上記の事業（以下「本件事業」という。）に関する上記の業務（以下「本件業務」という。）について、岡山市（以下「委託者」という。）、【 】（以下「運営管理事業者」という。）及び （以下「受託者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、委託者が受託者その他の者との間で締結した令和●年●月●日付基本契約書（以下「本基本契約」という。）並びに本基本契約に基づき締結される、岡山市と との間の建設工事請負契約と不可分一体として本件事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は停止条件付の契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び岡山市契約規則（岡山市規則平成元年第63号）に基づき建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約が岡山市議会で可決されず、この停止条件付の契約が本契約として成立しないときは、この停止条件付の契約は無効とし、これにより受託者に生ずる如何なる損害についても、受託者は、その責めを負わない。

この仮契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

運営管理事業者 住所
氏名 印

受託者 住所
氏名 印

添付3-2

飛灰運搬業務委託契約書（案）鑑

収
入
印
紙

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
飛灰運搬業務委託契約書（案）

- 1 事業名 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
- 2 履行場所
- 3 契約期間 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和29年3月31日まで
- 4 契約単価 金 円（1t当たり）
（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 5 飛灰運搬予定数量 t以内
- 6 予定総金額 金 円以内
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円以内）
- 7 契約保証金
第8条の規定による。
- 8 契約保証人 免除

上記の事業（以下「本件事業」という。）に関する上記の業務（以下「本件業務」という。）について、岡山市（以下「委託者」という。）、【 】（以下「運営管理事業者」という。）及び （以下「受託者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、委託者が受託者その他の者との間で締結した令和●年●月●日付基本契約書（以下「本基本契約」という。）並びに本基本契約に基づき締結される、岡山市と との間の建設工事請負契約と不可分一体として本件事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は停止条件付の契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び岡山市契約規則（岡山市規則平成元年第63号）に基づき建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約が岡山市議会で可決されず、この停止条件付の契約が本契約として成立しないときは、この停止条件付の契約は無効とし、これにより受託者に生ずる如何なる損害についても、受託者は、その責めを負わない。

この仮契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

運営管理事業者 住所
氏名 印

受託者 住所
氏名 印

添付 3-3

焼却灰資源化業務委託契約書（案）鑑

収 入
印 紙

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
焼却灰資源化業務委託契約書（案）

- 1 事業名 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
- 2 履行場所
- 3 契約期間 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和29年3月31日まで
- 4 契約単価 金 円（1t当たり）
（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 5 焼却灰資源化予定数量 t 以内
- 6 予定総金額 金 円以内
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円以内）
- 7 契約保証金
第7条の規定による。
- 8 契約保証人 免除

上記の事業（以下「本件事業」という。）に関する上記の業務（以下「本件業務」という。）について、岡山市（以下「委託者」という。）、【 】（以下「運営管理事業者」という。）及び （以下「受託者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、委託者が受託者その他の者との間で締結した令和●年●月●日付基本契約書（以下「本基本契約」という。）並びに本基本契約に基づき締結される、岡山市と との間の建設工事請負契約と不可分一体として本件事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は停止条件付の契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び岡山市契約規則（岡山市規則平成元年第63号）に基づき建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約が岡山市議会で可決されず、この停止条件付の契約が本契約として成立しないときは、この停止条件付の契約は無効とし、これにより受託者に生ずる如何なる損害についても、受託者は、その責めを負わない。

この仮契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

運営管理事業者 住所
氏名 印

受託者 住所
氏名 印

添付3-4

飛灰資源化業務委託契約書（案）鑑

収
入
印
紙

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
飛灰資源化業務委託契約書（案）

- 1 事業名 岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
- 2 履行場所
- 3 契約期間 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和29年3月31日まで
- 4 契約単価 金 円（1t当たり）
（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 5 飛灰資源化予定数量 t以内
- 6 予定総金額 金 円以内
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円以内）
- 7 契約保証金
第7条の規定による。
- 8 契約保証人 免除

上記の事業（以下「本件事業」という。）に関する上記の業務（以下「本件業務」という。）について、岡山市（以下「委託者」という。）、【 】（以下「運営管理事業者」という。）及び （以下「受託者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、委託者が受託者その他の者との間で締結した令和●年●月●日付基本契約書（以下「本基本契約」という。）並びに本基本契約に基づき締結される、岡山市と との間の建設工事請負契約と不可分一体として本件事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は停止条件付の契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び岡山市契約規則（岡山市規則平成元年第63号）に基づき建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約が岡山市議会で可決されず、この停止条件付の契約が本契約として成立しないときは、この停止条件付の契約は無効とし、これにより受託者に生ずる如何なる損害についても、受託者は、その責めを負わない。

この仮契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

運営管理事業者 住所
氏名 印

受託者 住所
氏名 印

添付 4-1

焼却灰運搬業務委託契約約款

第 8 条（契約の保証）、第 8 条の 2（契約保証金の返還）

（契約の保証）

第 8 条 運営管理事業者は、第 32 条及び第 36 条に定める損害賠償債務等の支払いを担保するため、本契約における予定総金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

（1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

3 運営管理事業者が第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

4 契約保証の期間は分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、予定総金額から既済部分を控除して得た額の 100 分の 10 以上とすることができるものとする。

5 予定総金額に 100 分の 10 を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、運営管理事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金の返還）

第 8 条の 2 前条第 1 項の契約保証金、第 2 項の有価証券等は、被担保債務に充当され、又は、発注者は、前条第 2 項の保証書に基づき、被担保債務の履行を当該金融機関等に請求することができるものとする。この場合、この契約が終了し、被担保債務が消滅したとき、又は前条第 4 項に基づく保証期間を終えたときには、発注者は運営管理事業者の請求に基づき、前条第 1 項の契約保証金、前条第 2 項の有価証券等、保証書を運営管理事業者へ返還するものとする。発注者は、契約履行の完了確認後又は第 32 条第 1 項第 6 号、同項第 7 号、第 33 条若しくは第 34 条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を運営管理事業者へ返還するものとする。

添付 4-2

飛灰運搬業務委託契約約款

第 8 条（契約の保証）、第 8 条の 2（契約保証金の返還）

（契約の保証）

第 8 条 運営管理事業者は、第 32 条及び第 36 条に定める損害賠償債務等の支払いを担保するため、本契約における予定総金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

（1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関等の保証

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

3 運営管理事業者が第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

4 契約保証の期間は分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、予定総金額から既済部分を控除して得た額の 100 分の 10 以上とすることができるものとする。

5 予定総金額に 100 分の 10 を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、運営管理事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金の返還）

第 8 条の 2 前条第 1 項の契約保証金、第 2 項の有価証券等は、被担保債務に充当され、又は、発注者は、前条第 2 項の保証書に基づき、被担保債務の履行を当該金融機関等に請求することができるものとする。この場合、この契約が終了し、被担保債務が消滅したとき、又は前条第 4 項に基づく保証期間を終えたときには、発注者は運営管理事業者の請求に基づき、前条第 1 項の契約保証金、前条第 2 項の有価証券等、保証書を運営管理事業者へ返還するものとする。発注者は、契約履行の完了確認後又は第 32 条第 1 項第 6 号、同項第 7 号、第 33 条若しくは第 34 条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を運営管理事業者へ返還するものとする。

添付4-3

焼却灰資源化業務委託契約約款

第7条（契約の保証）、第7条の2（契約保証金の返還）

※「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る入札公告関係資料の修正一覧2021.07.15」から修正した文言のみ赤字で示す。

（契約の保証）

- 第7条 運営管理事業者は、**第31条及び第35条**に定める損害賠償債務等の支払いを担保するため、本契約における予定総金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 3 運営管理事業者が第2項第2号又は第3号に掲げる保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。
- 4 契約保証の期間は分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、予定総金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができるものとする。
- 5 予定総金額に100分の10を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、運営管理事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金の返還）

- 第7条の2 前条第1項の契約保証金、第2項の有価証券等は、被担保債務に充当され、又は、発注者は、前条第2項の保証書に基づき、被担保債務の履行を当該金融機関等に請求することができるものとする。この場合、この契約が終了し、被担保債務が消滅したとき、又は前条第4項に基づく保証期間を終えたときには、発注者は運営管理事業者の請求に基づき、前条第1項の契約保証金、前条第2項の有価証券等、保証書を運営管理事業者へ返還するものとする。発注者は、契約履行の完了確認後又は**第31条第1項第6号**、**同項第7号**、**第32条若しくは第33条**の規定により契約が解除された場合に契約保証金を運営管理事業者へ返還するものとする。

添付 4-4

飛灰資源化業務委託契約約款

第 7 条（契約の保証）、第 7 条の 2（契約保証金の返還）

※「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る入札公告関係資料の修正一覧2021.07.15」から修正した文言のみ赤字で示す。

（契約の保証）

- 第 7 条 運営管理事業者は、**第31条及び第35条**に定める損害賠償債務等の支払いを担保するため、本契約における予定総金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行又は発注者が**确实と認める金融機関等の保証**
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 3 運営管理事業者が第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。
- 4 契約保証の期間は分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、予定総金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができるものとする。
- 5 予定総金額に100分の10を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、運営管理事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金の返還）

- 第 7 条の 2 前条第 1 項の契約保証金、第 2 項の有価証券等は、被担保債務に充当され、又は、発注者は、前条第 2 項の保証書に基づき、被担保債務の履行を当該金融機関等に請求することができるものとする。この場合、この契約が終了し、被担保債務が消滅したとき、又は前条第 4 項に基づく保証期間を終えたときには、発注者は運営管理事業者の請求に基づき、前条第 1 項の契約保証金、前条第 2 項の有価証券等、保証書を運営管理事業者に返還するものとする。発注者は、契約履行の完了確認後又は**第31条第 1 項第 6 号、同項第 7 号、第32条若しくは第33条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を運営管理事業者へ返還するものとする。**

添付5-1

焼却灰運搬業務委託契約約款
第17条（運搬代金の支払い）

（運搬代金の支払い）

第17条 委託者は、受託者に対し、次の算定式により算出される焼却灰運搬代金（予定総金額のうち、当該四半期の業務に係る委託費）（以下「運搬代金」という。）を運営管理事業者を通じて支払うものとする。焼却灰運搬業務委託費単価は〔 ● 〕円/tとし、次の式によって算定する。

運搬代金 ※1（四半期額）＝焼却灰運搬単価（円/t）

×受託者が当該四半期に運搬した焼却灰の量（t）

＋消費税及び地方消費税相当額※2

※1 運営管理業務委託契約書別紙9に示す変動費Bのうち、焼却灰運搬業務委託費を指す。

※2 四半期毎の数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（運営管理費内訳書 様式第11号-2-12を別紙1として本約款の最終ページに添付する）

- 2 受託者は、運営管理事業者に対し、当該四半期終了後、速やかに、当該四半期分の業務履行報告書を提出する。
- 3 運営管理事業者は、前項の業務履行報告書を受領したときは、当該四半期の業務について運営管理業務委託契約書第56条に基づき委託者へ提出し検査を受けなければならない。
- 4 委託者は、当該検査の結果について、速やかに、運営管理事業者に通知する。
- 5 運営管理事業者は、当該検査の結果の通知を受け、合格であった場合は、これを直ちに受託者に通知する。受託者は、合格の通知を受け、速やかに当該業務に係る請求書を運営管理事業者へ提出する。運営管理事業者は運営管理業務委託契約第44条第5項に基づく委託費支払い事務代行者として、第1項に基づく運搬代金を運営管理業務委託費に加えた請求書を作成し、委託者へ提出する。
- 6 当該検査の結果が不合格であった場合は、委託者は運営管理事業者に通知する。運営管理事業者は、これを直ちに受託者に通知し、当該業務履行報告書の修正を指示する。
- 7 委託者は、運営管理業務委託費の支払いと併せて、運搬代金を運営管理事業者へ支払う。運営管理事業者は、委託者より支払われる運搬代金に相当する金額を、受託者に対し、委託者への委託費の請求日から30日以内に支払う。なお、受託者は、運搬代金の支払請求を直接委託者に対して行ってはならない。
- 8 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更することなく運搬代金に相当額を加減して支払う。

添付5-2

飛灰運搬業務委託契約約款
第17条（運搬代金の支払い）

（運搬代金の支払い）

第17条 委託者は、受託者に対し、次の算定式により算出される飛灰運搬代金（予定総金額のうち、当該四半期の業務に係る委託費）（以下「運搬代金」という。）を運営管理事業者を通じて支払うものとする。飛灰運搬業務委託費単価は〔 ● 〕円/tとし、次の式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{運搬代金 ※1（四半期額）} &= \text{飛灰運搬単価（円/t）} \\ &\quad \times \text{受託者が当該四半期に運搬した飛灰の量（t）} \\ &\quad + \text{消費税及び地方消費税相当額※2} \end{aligned}$$

※1 運営管理業務委託契約書別紙9に示す変動費Bのうち、飛灰運搬業務委託費を指す。

※2 四半期毎の数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（運営管理費内訳書 様式第11号-2-12を別紙1として本約款の最終ページに添付する）

- 2 受託者は、運営管理事業者に対し、当該四半期終了後、速やかに、当該四半期分の業務履行報告書を提出する。
- 3 運営管理事業者は、前項の業務履行報告書を受領したときは、当該四半期の業務について運営管理業務委託契約書第56条に基づき委託者へ提出し検査を受けなければならない。
- 4 委託者は、当該検査の結果について、速やかに、運営管理事業者に通知する。
- 5 運営管理事業者は、当該検査の結果の通知を受け、合格であった場合は、これを直ちに受託者に通知する。受託者は、合格の通知を受け、速やかに当該業務に係る請求書を運営管理事業者へ提出する。運営管理事業者は運営管理業務委託契約第44条第5項に基づく委託費支払い事務代行者として、第1項に基づく運搬代金を運営管理業務委託費に加えた請求書を作成し、委託者へ提出する。
- 6 当該検査の結果が不合格であった場合は、委託者は運営管理事業者に通知する。運営管理事業者は、これを直ちに受託者に通知し、当該業務履行報告書の修正を指示する。
- 7 委託者は、運営管理業務委託費の支払いと併せて、運搬代金を運営管理事業者へ支払う。運営管理事業者は、委託者より支払われる運搬代金に相当する金額を、受託者に対し、委託者への委託費の請求日から30日以内に支払う。なお、受託者は、運搬代金の支払請求を直接委託者に対して行ってはならない。
- 8 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更することなく運搬代金に相当額を加減して支払う。

添付5-3

焼却灰資源化業務委託契約約款
第16条（資源化代金の支払い）

（資源化代金の支払い）

第16条 委託者は、受託者に対し、次の算定式により算出される焼却灰資源化代金（予定総金額のうち、当該四半期の業務に係る委託費）（以下「資源化代金」という。）を運営管理事業者を通じて支払うものとする。焼却灰資源化業務委託費単価は〔 ● 〕円/tとし、次の式によって算定する。

資源化代金 ※1（四半期額）＝焼却灰資源化単価（円/t）

$$\begin{aligned} &\times \text{受託者が当該四半期に資源化した焼却灰の量 (t)} \\ &\quad + \text{消費税及び地方消費税相当額} \ast 2 \end{aligned}$$

※1 運営管理業務委託契約書別紙9に示す変動費Bのうち、焼却灰資源化業務委託費を指す。

※2 四半期毎の数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（運営管理費内訳書 様式第11号-2-12を別紙1として本約款の最終ページに添付する）

- 2 受託者は、運営管理事業者に対し、当該四半期終了後、速やかに、当該四半期分の業務履行報告書を提出する。
- 3 運営管理事業者は、前項の業務履行報告書を受領したときは、当該四半期の業務について運営管理業務委託契約書第56条に基づき委託者へ提出し検査を受けなければならない。
- 4 委託者は、当該検査の結果について、速やかに、運営管理事業者に通知する。
- 5 運営管理事業者は、当該検査の結果の通知を受け、合格であった場合は、これを直ちに受託者に通知する。受託者は、合格の通知を受け、速やかに当該業務に係る請求書を運営管理事業者へ提出する。運営管理事業者は運営管理業務委託契約第44条第5項に基づく委託費支払い事務代行者として、第1項に基づく資源化代金を運営管理業務委託費に加えた請求書を作成し、委託者へ提出する。
- 6 当該検査の結果が不合格であった場合は、委託者は運営管理事業者に通知する。運営管理事業者は、これを直ちに受託者に通知し、当該業務履行報告書の修正を指示する。
- 7 委託者は、運営管理業務委託費の支払いと併せて、資源化代金を運営管理事業者へ支払う。運営管理事業者は、委託者より支払われる資源化代金に相当する金額を、受託者に対し、委託者への委託費の請求日から30日以内に支払う。なお、受託者は、資源化代金の支払請求を直接委託者に対して行っていない。
- 8 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更することなく資源化代金に相当額を加減して支払う。

添付5-4

飛灰資源化業務委託契約約款
第16条（資源化代金の支払い）

（資源化代金の支払い）

第16条 委託者は、受託者に対し、次の算定式により算出される飛灰資源化代金（予定総金額のうち、当該四半期の業務に係る委託費）（以下「資源化代金」という。）を運営管理事業者を通じて支払うものとする。飛灰資源化業務委託費単価は〔 ● 〕円/tとし、次の式によって算定する。

資源化代金 ※1（四半期額）＝飛灰資源化単価（円/t）

$$\begin{aligned} &\times \text{受託者が当該四半期に資源化した飛灰の量 (t)} \\ &\quad + \text{消費税及び地方消費税相当額} \ast 2 \end{aligned}$$

※1 運営管理業務委託契約書別紙9に示す変動費Bのうち、飛灰資源化業務委託費を指す。

※2 四半期毎の数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（運営管理費内訳書 様式第11号-2-12を別紙1として本約款の最終ページに添付する）

- 2 受託者は、運営管理事業者に対し、当該四半期終了後、速やかに、当該四半期分の業務履行報告書を提出する。
- 3 運営管理事業者は、前項の業務履行報告書を受領したときは、当該四半期の業務について運営管理業務委託契約書第56条に基づき委託者へ提出し検査を受けなければならない。
- 4 委託者は、当該検査の結果について、速やかに、運営管理事業者に通知する。
- 5 運営管理事業者は、当該検査の結果の通知を受け、合格であった場合は、これを直ちに受託者に通知する。受託者は、合格の通知を受け、速やかに当該業務に係る請求書を運営管理事業者へ提出する。運営管理事業者は運営管理業務委託契約第44条第5項に基づく委託費支払い事務代行者として、第1項に基づく資源化代金を運営管理業務委託費に加えた請求書を作成し、委託者へ提出する。
- 6 当該検査の結果が不合格であった場合は、委託者は運営管理事業者に通知する。運営管理事業者は、これを直ちに受託者に通知し、当該業務履行報告書の修正を指示する。
- 7 委託者は、運営管理業務委託費の支払いと併せて、資源化代金を運営管理事業者へ支払う。運営管理事業者は、委託者より支払われる資源化代金に相当する金額を、受託者に対し、委託者への委託費の請求日から30日以内に支払う。なお、受託者は、資源化代金の支払請求を直接委託者に対して行っていない。
- 8 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更することなく資源化代金に相当額を加減して支払う。